

規 則

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇四五

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二九九）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、埼玉県企業局公舎管理規程」を「又は埼玉県企業局公舎管理規程」に改め、「又は埼玉県病院局公舎管理規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第十四号）第二条第一号の規定による公舎」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。